

上尾市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第21号

上尾市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則

上尾市会計管理者の補助組織設置規則（昭和60年上尾市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「及び県収入証紙」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。